

阿賀町 循環型社会形成推進地域計画（第2期）

阿 賀 町

変更承認 平成 28 年 11 月 22 日

変更報告 平成 25 年 1 月 17 日

当 初 平成 23 年 8 月 30 日

1. 地域の循環型社会形成を推進するための基本的な事項

(1) 対象地域

構成市町村名 : 新潟県東蒲原郡阿賀町

対象地域の面積 : 952.88k m²

対象地域の人口 : 13,676人 (平成23年3月31日現在)



図1 対象地域図

(2) 計画期間

本計画は、平成23年12月2日から平成30年3月31日までの7年間を計画期間とする。

なお、目標の達成状況や社会経済情勢の変化等を踏まえ、必要な場合には計画を見直すものとする。

(3) 基本的な方向

阿賀町は、阿賀野川水系が町内中央部を横断し、水力の電源地域であるとともに、酒処など、自然・風土を工夫したゆとりある町づくりを目指している。

この自然と調和した暮らしや四季折々の自然の恵みを次世代に引き継いでいく中で、環境負荷の低減を図るため、自然環境の保全と活用、資源の循環利用と廃棄物の適正処理、潤いのある生活環境の整備の推進を図ることとしている。

具体的には、次の事項の取組みを明示する。

1. 五泉市、阿賀野市、阿賀町の3市町によるごみ処理の広域化に向けた検討と計画の策定
2. し尿等を効率的に処理するため、生活排水処理計画に基づいた阿賀町汚泥再生センターの整備事業の実施
3. 阿賀町一般廃棄物最終処分場の廃止に伴う施設解体の実施
4. 阿賀町エコパークの浸出水処理対策の検討と計画の策定
5. 廃棄物排出量の削減、リサイクルの実践、減量化に向けた検討と計画の策定
6. 生活排水の適正処理に向けた検討と計画の策定
7. 地球温暖化温室効果ガスの削減に向けた検討と計画の策定
8. 未活用なエネルギーを新・省エネルギーとしての導入に向けた検討と計画の策定
9. EMS（環境マネジメントシステム）の検討と実践行動計画の策定
10. その他関係計画を策定するとともに「環境負荷の低減型社会」実現のため循環型社会形成推進計画を策定し新たな施策を展開する。

2. 循環型社会形成推進のための現状と目標

(1) 一般廃棄物等の処理の現状

ア 一般廃棄物（し尿・浄化槽汚泥）の処理

平成 21 年度の一般廃棄物（生活排水）の処理状況及びし尿・汚泥等の排出状況は図 2 及び図 3 のとおりである。

生活排水処理対象人口は、全体で 13,999 人（平成 22 年 4 月 1 日現在）であり、水洗化人口は 11,070 人、汚水衛生処理率は 79.1% である。

し尿発生量は 2,188kℓ、浄化槽汚泥発生量は 3,846kℓ、下水汚泥発生量は 400t である。

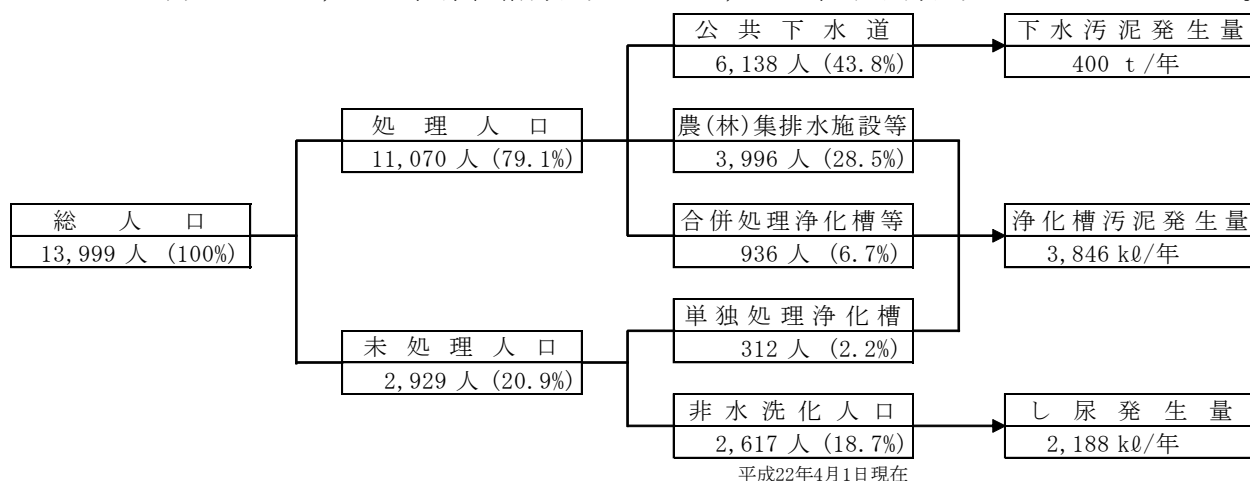


図 2 一般廃棄物（生活排水）処理状況のフロー（平成 21 年度）

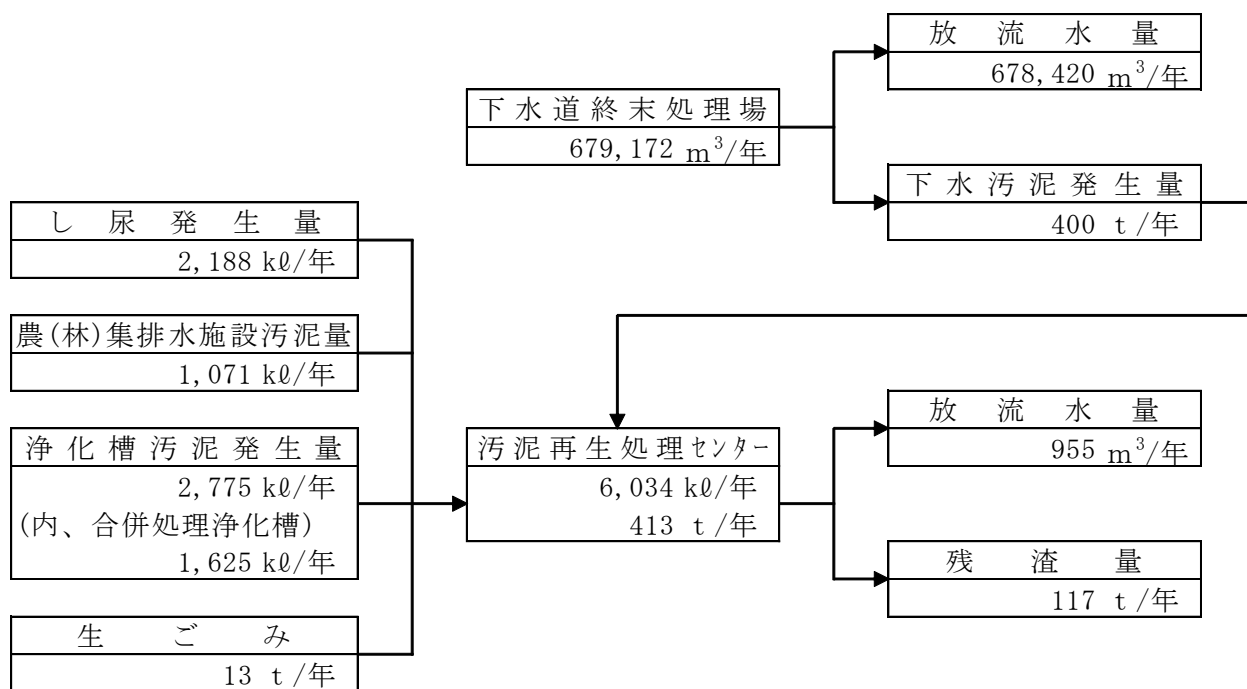


図 3 し尿・浄化槽汚泥等の処理状況（平成 21 年度）

イ 産業廃棄物の処理

本町では、汚泥再生処理センターにおいて下水汚泥の処理を行っている。

ウ し尿・浄化槽汚泥と併せて行う有機性廃棄物の処理

本町では、し尿・浄化槽汚泥（農(林)業集落排水施設汚泥、単独処理浄化槽汚泥及び合併処理浄化槽汚泥を含む。）と併せて一部生ごみ（事業系一般廃棄物）及び下水汚泥の処理を行っている。

(2) 一般廃棄物等の処理の目標

ア 一般廃棄物（し尿・浄化槽汚泥）の処理

本計画の計画期間中においては、表1のとおり目標を定め、それぞれの施策に取り組んでいくものとする。

目標達成時における一般廃棄物（生活排水）の処理状況フローを図4に示す。

表1 生活排水処理に関する現状と目標

指 標		現 状 (割合) (平成21年度)	目 標 (割合) (平成30年度)
生活排水処理形態別人口	1. 計画処理区域内人口	13,999 人	11,834 人
	2. 水洗化・生活雑排水処理人口	11,070 人 (79.1 %)	9,932 人 (83.9 %)
	(1)コミュニティ・プラント人口	0 人 (0.0 %)	0 人 (0.0 %)
	(2)合併処理浄化槽人口	936 人 (6.7 %)	957 人 (8.1 %)
	(3)下水道人口	6,138 人 (43.8 %)	5,443 人 (46.0 %)
	(4)農(林)業集落排水施設人口	3,996 人 (28.5 %)	3,532 人 (29.8 %)
	3. 水洗化・生活雑排水未処理人口 (単独処理浄化槽人口)	312 人 (2.2 %)	263 人 (2.2 %)
	4. 非水洗化人口	2,617 人 (18.7 %)	1,639 人 (13.8 %)
	(1)し尿収集人口	2,617 人 (18.7 %)	1,639 人 (13.8 %)
	(2)自家処理人口	0 人 (0.0 %)	0 人 (0.0 %)
5. 計画処理区域外人口	0 人 (0.0 %)	0 人 (0.0 %)	
排出量	農(林)業集落排水施設汚泥発生量	1,071 kℓ/年	1,006 kℓ/年
	合併処理浄化槽汚泥発生量	1,625 kℓ/年	1,760 kℓ/年
	単独処理浄化槽汚泥発生量	1,150 kℓ/年	426 kℓ/年
	し尿発生量	2,188 kℓ/年	1,376 kℓ/年
	し尿・浄化槽汚泥排出量合計	6,034 kℓ/年	4,568 kℓ/年

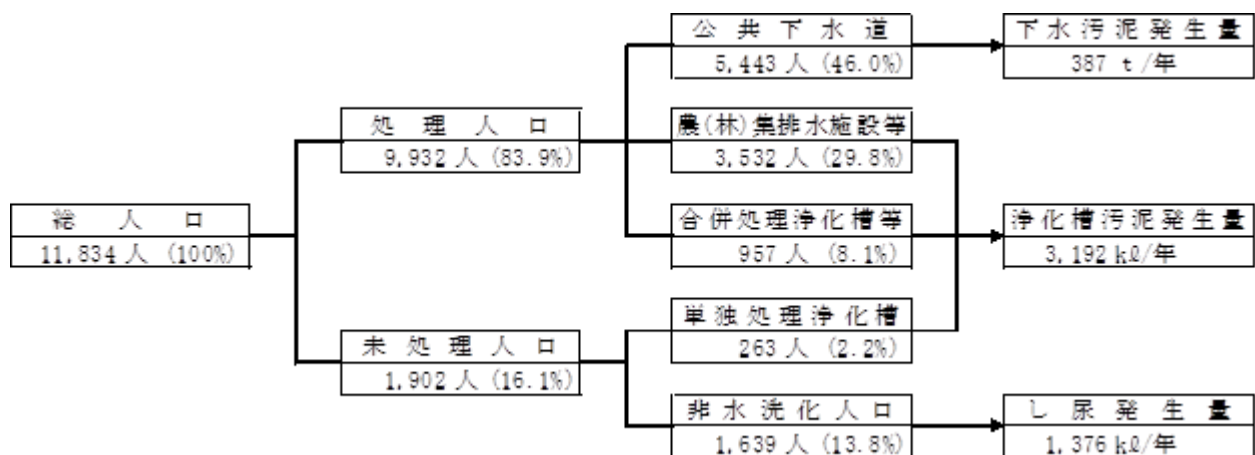


図4 目標達成時（平成30年度）の一般廃棄物（生活排水）の処理状況フロー

3. 施策の内容

(1) 廃棄物の発生抑制、リサイクル、減量化の推進

ア ごみ処理の有料化

町村合併の合意事項として指定ごみ袋の一部有料化を実施しているが、ごみ袋がごみとなっている現状からシール制等有料化の方法を含めた全面的な検討を進める。

イ 学校での環境教育

町内小・中学校での環境教育の推進を図り、ごみの分別や自然環境教育を通じて、ごみ減量化の積極的な普及・啓発を行う。

ウ マイバッグ運動の実施

商工会等関係機関と協力してマイバッグ運動を展開する。

エ 補助金による資源化の奨励

家庭用の生ごみ堆肥化（コンポスト・電動式を含む。）容器購入に対する助成を実施し、生ごみの減量化を図るとともに、資源化・減量化に対する意識の高揚を図る。

オ オフィスペーパーリサイクル

役場本庁・支所及び町内小・中学校から発生する破棄する紙ごみを、焼却から紙資源ごみとして分別収集してごみの排出抑制を図る。

まずは、阿賀町も町の最大排出者の一員として、紙類の廃棄物の資源化率を75%に設定し、廃棄物の減量化を行うよう率先した行動を展開する。

カ 再使用の推進及び分別排出の徹底

阿賀町グリーン調達方針を策定して、ごみを出さないことに重点を置き、再使用が可能な家具等についてリサイクル情報の収集、提供を積極的に行う。また、使用済み容器の繰り返し利用などごみを出さない工夫を住民に呼びかけるとともに、排出するときも極力資源として利用できる状態での分別排出を徹底する。

キ 廃プラスチック、紙類、瓶缶類及び有害ごみのリサイクル

廃プラスチック類、紙類、瓶缶類及び有害ごみを焼却ごみから資源ごみとして分別収集してごみの排出抑制を図る。

ク 廃食料油の資源化

家庭、事業所の廃食料油を燃料（BDF）化し、公用車等で使用するための検討を進める。

(2) 処理体制

ア 家庭ごみの処理体制の現状と今後

分別区分及び処理方法については、表3のとおりである。

ごみの分別区分は6種類15分別により行っており、排出削減の徹底を図っているところである。

ごみの処理方法は、可燃ごみは本町の焼却施設での処理を行い、不燃ごみは本町に隣接する「五泉地域衛生施設組合」で処理している。今後は現在進められているごみ処理広域化計画に基づき、五泉市・阿賀野市・阿賀町による共同処理を進めていく予定である。

また、資源ごみについては、従来の委託による回収、資源化を継続していくものとするが、圏域の広さを考慮して資源化の拠点を適正に配置し、資源化率の向上を図っていく予定である。

イ 事業系一般廃棄物の処理体制の現状と今後

事業系一般廃棄物については、現在直接搬入される可燃ごみと不燃ごみの処理は家庭ごみに準じて行っている。資源ごみについては事業者独自に資源化している。

今後は事業所から排出される紙の分別収集を実施し、資源化の促進を図ることにより、阿賀町クリーンセンターの長寿命化を図る。

なお、古紙の資源化を促進するため、役場本庁、支所等町の施設から紙の分別収集を実施する。

ウ し尿・浄化槽汚泥の処理体制の現状と今後

本町では、公共下水道事業は平成19年度に完了し、接続の推進を図っている。農(林)業集落排水処理事業は、平成18年度に完了し、接続の推進を図っている。また合併処理浄化槽事業については、引き続き平成29年度まで継続して整備する予定である。

エ 一般廃棄物処理施設で併せて処理する産業廃棄物の処理体制の現状と今後

本町では、平成 10 年度～平成 11 年度にし尿・浄化槽汚泥の処理設備と厨芥・下水汚泥等有機性廃棄物の資源化設備を併せ持つ汚泥再生処理センター「阿賀町汚泥再生センター」を建設し、平成 12 年 4 月から稼動を開始した。

このことにより、本町公共下水道施設から発生する下水汚泥は、し尿処理過程から発生する汚泥と併せ、100%コンポスト化をし、1 袋 15kg 入 100 円にて販売している。

平成 21 年度実績では、下水汚泥の搬入量は処理量の 6.6%であり、今後も公共下水道接続人口の増加に伴って、下水汚泥搬入率の増加が見込まれている。下水汚泥搬入量については、下水汚泥搬入率が増加して計画値を超える場合には資源化設備の増設等対策の検討が必要となる。

オ 資源回収業者の育成

本町の地理的条件から近隣に資源回収業者が少なく、安定した資源循環ルートの確保は循環型社会を形成する上で重要と考えられることから、資源回収業者の育成や組織化の支援を継続的に実施していく。

カ 生活排水処理対策

阿賀町汚泥再生センターの老朽化の対応として、下水道投入を含めた処理方式の見直しを図る。また、家庭等から排出される汚濁負荷量の削減のため、次の啓発活動の強化を図る。

- ・ 広報活動の実施
- ・ 廃油ポット、三角コーナーネット、拭取紙等の排出抑制用品の普及

キ 今後の処理体制の要点

- ◆ 分別区分の周知徹底を図るとともに、事業所から排出される紙の分別収集を実施する。
- ◆ 家庭、事業所の廃食料油を燃料（BDF）化し、公用車等で使用するための検討を進める。
- ◆ 効率的なごみ処理が行えるように、五泉市・阿賀野市・阿賀町の 3 市町による広域化処理を進める。
- ◆ 汚泥再生処理センターの老朽化対策として、下水道投入を含めた処理方式の見直しを検討し、生活排水を効率的に処理するための検討を進める。
- ◆ 生ごみ等の有機性廃棄物は、コンポスト容器等を用いて自家処理による堆肥化を推進する。

(3) 処理施設の整備

上記の分別区分及び処理体制で処理を行うため表2及び表3のとおり必要な施設整備を行う。

表2 整備する浄化槽施設

事業番号	事業	直近の整備済 基数(基) 平成21年度	整備計画 基数 (基)	整備計画 人口 (人)	事業期間
3	浄化槽設置整備事業	588	28	84	H23～H29

(整備理由)

事業番号3 公共下水道や農(林)業集落排水事業計画のない地域において合併処理浄化槽の設置を推進する。

(4) 施設整備に関する計画支援事業

(3)の施設整備に先立ち、表3のとおり計画支援事業を行う。

表3 実施する計画支援事業

事業番号	事業名	事業内容	事業期間
31	ごみ焼却施設基幹的設備改良事業(事業番号1)に係る基本設計等調査事業	基本設計等	H23

(4) その他の施策

その他、地域の循環型社会を形成する上で、次の施策を実施していく。

ア 阿賀町グリーン調達方針について

本町における環境物品等への需要転換を進めるため、環境物品等の調達の推進を施策的に位置付けることによって、客観的な数値により環境負荷の低減を図る。このことにより、物品の市場形成、開発促進に寄与し継続的な改善を図りながら庁舎全体での協働の取組で環境保全活動を展開する。なお、調達方針については、毎年見直しを行う。

具体的には、公共施設において、OA用紙、トイレトペーパー等の再生紙使用製品、エコマーク商品、グリーンマーク商品などを積極的に購入するよう特定調達品目を定め、調達目標を掲げる。

イ 地域新・省エネルギービジョン導入について

新エネルギーの導入については、需要地に近い分散型エネルギーとしての特性を生かし、自然環境・未使用環境のエネルギー賦存状況と経済活動の動勢によって地域特性を踏まえ導入計画を進める必要がある。

また地球温暖化対策として、太陽光、バイオマス、雪、温泉の温度差、小水力等のエネルギーの導入を検討し、燃料電池等の組み合わせによる節電・環境教育等への活用を図る。

ウ 不法投棄対策について

町内における廃棄物の不法投棄は、林道、林野等で多く発生しているため、パトロールの実施等監視体制を充実するとともに警察等関係機関との連携を深め防止に努める。

エ 災害時の廃棄物処理に関する事項について

町の防災計画に基づく災害廃棄物処理計画を早急に取りまとめ、災害時に多量に発生するごみの処理や、一時保管等具体的内容を明確にする。また、特に甚大な災害が発生し、町で対応できない状況下においては、県内市町村、近隣他県の市町村等との連携を図るとともに県境を超えた広域的処理体制を構築する。

4. 計画のフォローアップと事後評価

(1) 計画のフォローアップ

阿賀町は、毎年、計画の進捗状況を把握し、その結果を公表するとともに必要に応じて国及び新潟県と意見を交換しつつ、計画の進捗状況を勘案し、計画の見直しを行う。

(2) 事後評価及び計画の見直し

計画期間終了後、処理状況の把握を行い、その結果が取りまとまった時点で、速やかに計画の事後評価、目標達成状況の評価を行う。

また、評価の結果を公表するとともに、評価結果を次期計画策定に反映させるものとする。

なお、計画の進捗状況や社会経済情勢の変化等を踏まえ、必要に応じ計画を見直すものとする。

表3 収集ごみの分別区分と処理方法の現状と今後

現状（平成21年度）				
分別区分	処理方法	処理施設等	処理量（t）	
もえるごみ	焼却	阿賀町 クリーン センター	4,561	
もえないごみ	破碎選別	五泉地域衛 生施設組合 不燃物処理 センター	209	
缶・びん・せともの 類の資源ごみ	選別		スチール	66
			アルミ	31
			その他金属	101
			ガラス	107
有害ごみ	選別		7	
プラスチックの資 源ごみ	リサイクル	(委託)	ペットボトル	26
			白色トレイ	1
紙の資源ごみ	リサイクル	ストック ヤード	新聞紙	177
			雑誌類	119
			チラシ	4
			紙パック	5
			その他	0
			段ボール	88



今後（平成30年度）				
分別区分	処理方法	処理施設等	処理量（t）	
もえるごみ	焼却	阿賀町 クリーン センター	3,548	
もえないごみ	破碎選別	五泉地域衛 生施設組合 不燃物処理 センター	129	
缶・びん・せともの 類の資源ごみ	選別		スチール	38
			アルミ	17
			その他金属	66
			ガラス	67
有害ごみ	選別		9	
プラスチックの資 源ごみ	リサイクル	(委託)	ペットボトル	22
			白色トレイ	1
			廃プラスチック	187
紙の資源ごみ	リサイクル	ストック ヤード	新聞紙	131
			雑誌類	59
			チラシ	2
			紙パック	3
			その他	0
			段ボール	55

様式 1

循環型社会形成推進交付金事業実施計画総括表(平成23年度)

1. 地域の概要

(1) 地域名	阿賀町		(2) 地域内人口	13,676 人	(3) 地域面積	952.88	km ²
(4) 構成市町村等名	阿賀町		(5) 地域の要件	人口 (面積) 沖縄 離島 奄美 (豪雪) (山村) 半島 (過疎) その他			
(6) 構成市町村に一部事務組合等が含まれる場合、当該組合の状況	組合を構成する市町村: 設立されていない場合、今後の見通し		設立(予定)年月日:		年 月 日設立、認可予定		

2 生活排水処理の現状と目標

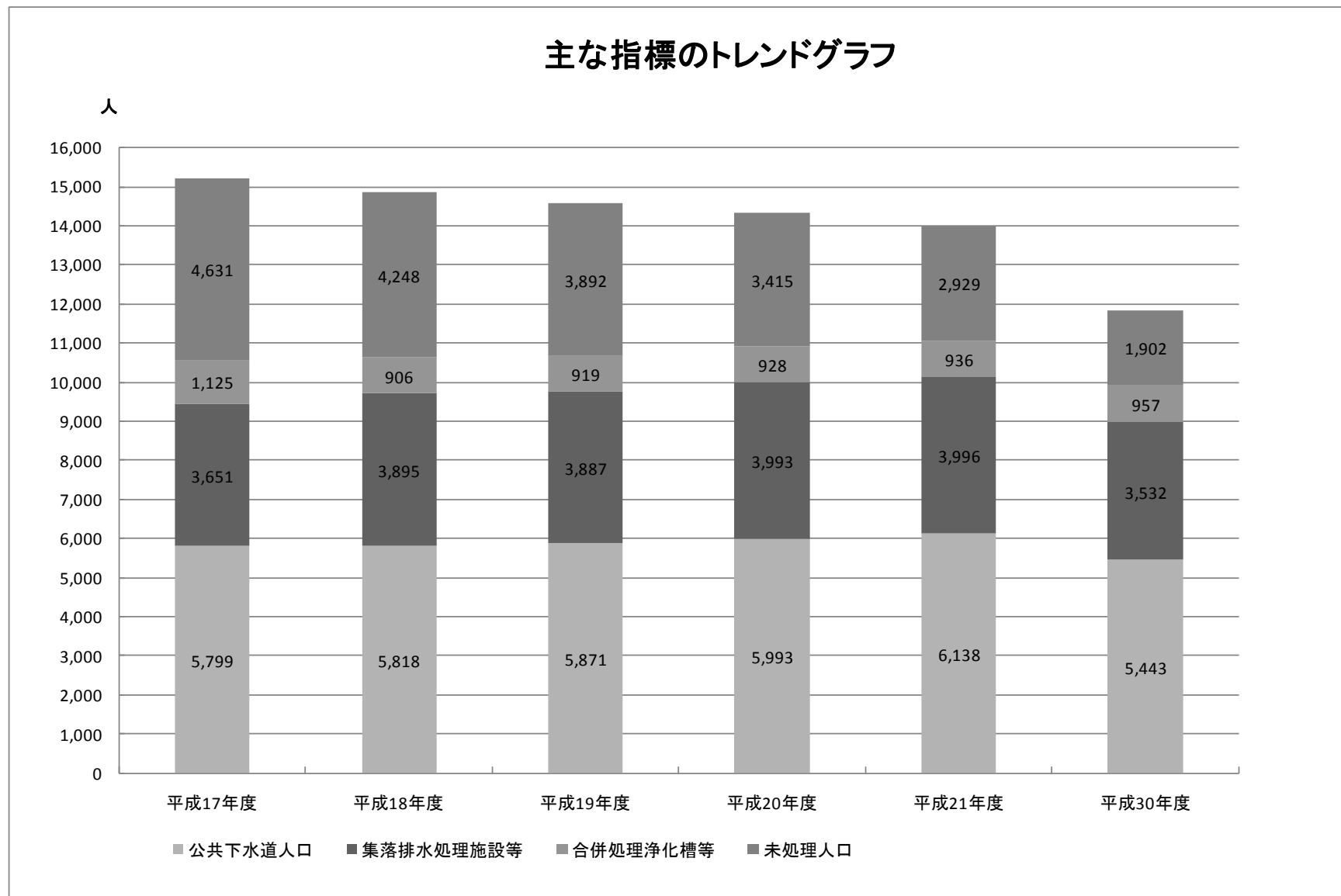
指標・単位		過去の状況・現状				目標	
		平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成30年度
総人口		15,206	14,867	14,569	14,329	13,999	11,834
公共下水道人口	汚水衛生処理人口	5,799	5,818	5,871	5,993	6,138	5,443
	汚水衛生処理率	38.1%	39.1%	40.3%	41.8%	43.8%	46.0%
集落排水処理施設等	汚水衛生処理人口	3,651	3,895	3,887	3,993	3,996	3,532
	汚水衛生処理率	24.0%	26.2%	26.7%	27.9%	28.5%	29.8%
合併処理浄化槽等	汚水衛生処理人口	1,125	906	919	928	936	957
	汚水衛生処理率	7.4%	6.1%	6.3%	6.5%	6.7%	8.1%
未処理人口	汚水衛生未処理人口	4,631	4,248	3,892	3,415	2,929	1,902

※別添資料として指標と人口等の要因に関するトレンドグラフを添付した。(添付資料1)

3 浄化槽の整備の状況と更新、廃止、新設の予定

施設種別	事業主体	現有施設の内容			整備予定基数の内容			備考
		基数	処理人口	開始年月	基数	処理人口	目標年次	
浄化槽設置整備事業	阿賀町	588基	936人	平成17年4月	28基	84人	平成29年度	

※計画地域内の施設の状況(現況、予定)を地図上に示したものを添付した。(添付資料2)





様式 2

循環型社会形成推進交付金事業実施計画総括表2(平成23年度)

事業種類	事業番号	事業主体名称	規模		事業期間 交付期間		総事業費(千円)							交付対象事業費(千円)							備考		
			単位		開始	終了	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度			
○浄化槽に関する事業							46,200	6,600	6,600	6,600	6,600	6,600	6,600	6,600	12,348	1,764	1,764	1,764	1,764	1,764	1,764	1,764	
浄化槽設置整備	3	阿賀町	28	基	H23	H29	46,200	6,600	6,600	6,600	6,600	6,600	6,600	6,600	12,348	1,764	1,764	1,764	1,764	1,764	1,764	1,764	
○施設整備に関する計画支援に関する事業							4,000	4,000	0	0	0	0	0	0	4,000	4,000	0	0	0	0	0	0	
ごみ焼却施設基幹の設備改良事業 (事業番号1)に係る基本設計等調査事業	31	阿賀町			H23	H23	4,000	4,000	0	0	0	0	0	0	4,000	4,000	0	0	0	0	0	0	H23 生活環境影響調査のみ
合計							50,200	10,600	6,600	6,600	6,600	6,600	6,600	6,600	16,348	5,764	1,764	1,764	1,764	1,764	1,764	1,764	

地域の循環型社会形成推進のための施策一覧

施策種別	事業番号 ※1	施策の名称	施策の内容	実施主体	事業期間 交付期間		交付金 必要の 要否	事業計画						備考
					開始	終了		平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	
発生抑制、 再使用の推 進に関する もの	11	ごみ処理の有料化	有料化の方法を含めた全面的な検討を進め発生抑制に資する。	阿賀町	H23	H29		事業実施						
	12	学校での環境教育	町内・小中学校でのごみの分別や自然環境教育を通じて普及啓発する。	阿賀町	H23	H29		事業実施						
	13	マイバグ運動の実施	商工会等関係機関と協力してマイバグ運動を展開する。	阿賀町	H23	H29		事業実施						
	14	補助金による資源化の奨励	堆肥化容器など購入補助金制度により資源化・減量化の意識の高揚を図る。	阿賀町	H23	H29		事業実施						
	15	オフィスペーパーリサイクル	役場本庁・支所及び町内小・中学校から発生する紙を分別収集してごみの排出を抑制する。役場の紙類のリサイクルを75%以上にして、排出を抑える。	阿賀町	H23	H29		事業実施						
	16	再使用の推進及び分別排出の徹底	リサイクル情報の収集、提供、ごみを出さない工夫の呼びかけ及び分別排出の徹底。	阿賀町	H23	H29		事業実施						
	17	プラスチックのリサイクル	プラスチック類のごみを焼却ごみから資源ごみとして分別収集してごみの排出抑制を図る。	阿賀町	H23	H29		事前調査	事業実施					
	18	廃食料油の資源化	一般家庭、飲食店等から排出される廃油を燃料化して公用車等で使用する。	阿賀町	H23	H29		事前調査・導入検討						
処理体制の 構築、変更 に関するもの	21	分別収集の検討	事業所の紙の分別収集の導入検討と、焼却ごみの組成改善を図る。	阿賀町	H23	H29		導入検討・事業実施						
処理施設の 整備に関するもの	3	合併浄化槽設置事業	合併浄化槽設置整備	阿賀町	H23	H29	○	設置・普及						
施設整備に 係る計画支 援に関するもの	31	ごみ焼却施設差別的設備改良事業(事業番号1)に係る基本設計等調査事業	基本設計等	阿賀町	H23	H23	○	基本設計						H23 生活環境影響調査
その他	41	グリーン調達方針	環境物品等の調達の推進を施策的に位置付けることによって、客観的な数値により環境負荷の低減を図る。	阿賀町	H23	H29		毎年見直し・事業実施						
	42	新・省エネルギービジョン導入策定事業	地域が潜在的に有するエネルギーを有効に活用し電気や冷熱など利用しやすい方法で導入の計画を策定し実行する。	阿賀町	H23	H29		計画実行						
	43	不法投棄対策	県や警察署等との連携を深め、不法投棄の多い地区を重点的にパトロール等巡視体制を充実させ、不法投棄の未然防止を図る。	阿賀町	H23	H29		監視体制強化						
	44	災害時の廃棄物処理対策	町の防災計画に基づき災害廃棄物処理計画を作成し、協定自治体との連携強化を図る。	阿賀町	H23	H29		計画作成・連携強化						

※1 処理施設の整備に係る事業番号については、計画本文3(3)表4に示す事業番号及び様式2の事業番号と一致させること。

阿賀町 循環型社会形成推進地域計画（第2期） 参考資料

施設概要（浄化槽系）

都道府県名 新潟県

(1) 事業主体名	阿 賀 町
(2) 事業名称	浄化槽設置整備事業
(3) 事業の実施目的及び内容	下水道区域及び集落排水施設整備区域内については早期接続の推進を図り、それ以外の区域では、既設単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換の推進を図ることによって、汚水衛生処理率を向上させる。
(4) 事業期間	平成23年度～平成29年度
(5) 事業対象地域の要件	下水道事業計画区域以外で水質汚濁防止法第14条の8第1項に規定する生活排水対策重点地域
(6) 事業計画額	交付対象事業費 12,348 千円

○ 事業計画額の内訳及び浄化槽の整備規模

人槽区分	補助対象基数 (人分)	基準額	対象経費 支出予定額	選定額
5人槽	個人設置型 基 (人分)			
6～7人槽	28基 (84人分)	12,348,000	46,200,000	12,348,000
8～10人槽	基 (人分)			
11～20人槽	基 (人分)			
21～30人槽	基 (人分)			
31～50人槽	基 (人分)			
51人槽以上	基 (人分)			
改 築	基 (人分)			
計画策定調査費				
合 計	28基 (84人分)	12,348,000	46,200,000	12,348,000

計 画 支 援 概 要

都道府県名 新 潟 県

(1) 事業主体名	阿賀町
(2) 事業目的	ごみ焼却施設及び汚泥再生処理センターの基幹的設備改良事業の支援
(3) 事業名称	ごみ焼却施設基幹的設備改良事業（事業番号1）に係る基本設計等調査事業
(4) 事業期間	平成23年度
(5) 事業概要	基本設計等 生活環境影響調査のみ実施 （平成23年度）
(6) 事業計画額	4,000千円